

国連憲章『旧敵国条項』の問題点

國士館大学日本政教研究所助教授

吉川 智

目次

激動する国際社会

国連の現状

国連憲章『旧敵国条項』

一 旧敵国について

二 過渡的安全保障

- (一) 憲章第一〇六条にいう過渡的安全保障
- (二) 敵国に対する過渡的安全保障

- (a) 敵国に対する戦後処置（一〇七条）

- (b) 敵国の再侵略に備える地域的協定による強制行動（五三条一項後段）

旧敵国条項に関連した検討事項

- 一 旧敵国に対する武力干渉の可能性（国連加盟の条件からくる制限）
- 二 敵国と戦勝国（関係当事国について）

国連憲章『旧敵国条項』の問題点

三 旧敵国の有する憲法規定について

- (a) 日本国憲法
- (b) ドイツ連邦共和国基本法
- (c) イタリア共和国憲法

国連の再検討

激動する国際社会

一九八九年年初頭のポーランド・ハンガリーに始まつた民主化・改革の波は、その後ドイツ・ブルガリア・チェコスロバキアへと波及し、東欧諸国中、極めて保守的且つ社会主义・共産主義強硬路線堅持の筆頭と目されていたルーマニアのチャウシェスク政権さえも崩壊に導いた。

また、一九九〇年三月一八日に実施された東独自由選挙において、早期統一を掲げる保守派が大勝し、これを基に東西両ドイツは、同年五月一八日、通貨統一を定めた国家条約に調印し、第一段階としての経済統合を実現した。更にまた、同年九月一二日には、東西両独と対独戦勝四カ国による外相会議において、ドイツ分断に関する戦後処理を終結させる合意文書が調印された。これにより、一九九〇年一〇月三日午前〇時、東独が西独に吸収される形で、ドイツは政治的にも、即ち完全な形で統一されることになった。

かくして、ドイツは戦後四五年の長きにわたる東西分断状態に終止符を打つたのである。これによりヨーロッパ中央部に、国土面積約三五・七万平方キロ、人口約七八六二万人、国民総生産額約一兆一七三〇億ドルの経済大国『ド

イツ連邦共和国』が再生されたのである。

他方、一九九〇年八月二日のイラクのクウェート侵略に端を発した湾岸戦争は、一九九一年一月一七日、米軍を中心とする多国籍軍によるイラクへの空爆で戦争の火蓋が切つておとされた。いわゆる「砂漠のあらし作戦」の開始であった。この戦争を世界中が注目するなか、大国ソヴィエトの参戦はなく、むしろその国内状況の複雑さと政治的・経済的困難さとを、間接的にではあるが西側諸国に感じさせたのである。

同年二月二七日、多国籍軍はクウェートを解放し、四月一一日に国連安全保障理事会がイラクの停戦決議受諾を承認し、ここに約九カ月にわたる中東湾岸戦争は正式に終結した。この戦争において、特に我が国の有事即応体制の不備及び国際貢献の在り方などが問題とされ、しかも後者については、中東湾岸諸国及び多国籍軍への援助として一三〇億ドルが拠出されたにもかかわらず、その国際的評価は極めて芳しいものとは云えなかつたのである。

次に、一九九一年最大のニュースはソ連の崩壊であった。八月一九日、保守派によるクーデターが失敗し、その後に復権したゴルバチョフが共産党の解散を宣言した。ソ連各地では、レーニンの銅像が撤去され、更にはレニングラードがサンクトペテルブルグに改名されるなど、ソ連の激しい崩壊が始まった。九月六日、バルト三国が独立し、更に一二月八日、ウクライナ・ロシア・ベラルーシのスラブ三共和国が「独立国家共同体」を創設し、また一二月二二日のアルマアタ首脳会議で、グルジアを除く一一共和国による共同体が創設された。最終的にゴルバチョフ大統領が辞任し、ロシア共和国がロシア連邦と改名して、ソヴィエト連邦は、一九二三年一二月の連邦結成以来、六九年の歴史に幕を閉じたのである。

湾岸戦争以前における米ソによるマルタ会談、及び湾岸戦争以後におけるスペイン・マドリードにおける中東和平

会議の開催、ドイツ再統一、ソ連及び東欧社会主義国の崩壊、更には核検査の問題等は含んではいるが、朝鮮半島における南北の歩み寄り、これらの国際的な事象を見るかぎり、国際社会においては、明らかに戦後冷戦構造の終焉を如実に示すものである。

また特に一九九二年一月三日の米国大統領選挙では、中東湾岸戦争の評価も空しく、現役大統領ジョージ・ブッシュ（共和党）が敗退し、一一年ぶりに民主党のビル・クリントン（四六歳）が第四二代米国大統領に選出された。このように米国を含め国際社会は、次の新たな国際秩序を求めて確実に動き始めている。こうした動きの中で、今後将来において、極めて重要な役割を担うのが国際連合である。⁽¹⁾

国連の現状

国際連合について触れるならば、以下の通りである。

グッドリッチ（Leland M. Goodrich）の説明にもあるように、米・英・ソ・華の四カ国は、一九四四年、ワシントンの郊外であるダンバートン・オーワーズに集まり、新国際機構の具体案を作成した。⁽²⁾これが、国際連合憲章の原案となる「ダンバートン・オーワーズ提案」即ち、『一般的国際組織の樹立に関する提案（Proposals for the Establishment of a General International Organization）』であった。その後、一九四五年一月のヤルタ会談を経て、連合国の正式な會議であるサンフランシスコ会議が同年四月二十五日より開催され、その六月二六日に加盟五〇カ国により採択されたものが今日の『国際連合憲章（The Charter of the United Nations）』である。

さて、この国連憲章中に今日では極めて形骸化し、且つ今日の状況に対しても著しくその存在が問題となる規定が含まれている。即ちこれが国連憲章第五三条及び同第一〇七条にいう『旧敵国条項 (Ex-Enemy States Clause)』と呼ばれるものである。

【五三条】

一 安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適當な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によつてとられてはならない。もつとも、本条二に定める敵国のはずれかに対する措置で、第一〇七条に従つて規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

一 本条一で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であつた国に適用される。

【一〇七条】

この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であつた国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。

この旧敵国条項については、一九九一年三月二九日、ゴルバチョフ来日最終調整のための中山・ベスマルトヌイフ外相会談においても、日本側が同条項の不適当さを主張したことに対し、旧ソ連側は国連憲章そのものの時代遅れ的性格とその改正の必要性を表明した。⁽³⁾

また一九九一年九月二七日の第四六回国連総会において、イタリアのデミケリス外相は「冷戦構造の終焉など激動する国際社会の流れを反映するため、国連の機構を大幅に改革する必要がある」と主張し、且つその具体的な事項として「①国連憲章にある旧敵国条項を削除すること、②安全保障理事会の常任・非常任理事国定数をともに増やすこと、③国際の平和と安全に対する脅威についての強制措置を定めた国連憲章第七章を改正し、人道上の緊急な介入ができるようにすること、④国連総会・安保理の意思決定が迅速かつ有効になるよう機能を強化すること」の四項目について提唱した。⁽⁴⁾

更に一〇月に入り、日本が一九五八年に始めて国連の非常任理事国を務めて以来七回目の選出が行われたことをうけ、マスコミ・有識者並びに特に官邸・外務省サイドにおいて、日本の安保理常任理事国入りと旧敵国条項の即時削除を求める声が出された。その主たる理由には、我が国が此の度の非常任理事国多選出だけではなく、ODAなどの国際社会における経済的貢献度及び国連分担金の高負担という観点からの指摘を挙げることができ、「我が国が国際責務を果たすことを外交の柱の一つに据え、国連の強化を目指す以上、旧敵国条項は『名存実亡』とはいえ削除されるべき」であり、「平和外交展開への活動の場を得るためにも、将来的には安保理常任理事国入りを期待するのは、『大国意識』による高望みとはいえない」というような相當に強気の発言が見られたのである。⁽⁵⁾

ちなみに国連予算分担金の国別割合（一九九二—一九四年）を指摘すると、日本（一二・四五%）は旧ソ連の一〇・

九〇%を抜き、アメリカの二五%に次ぐ世界第二位である。また総額一〇億ドル近くの国連分担金の滞納状況から見れば、実質的には日本が一位であるということができるのである。⁽⁶⁾

ところで、宮崎茂樹教授の指摘にあるように、国連憲章のそもそもの制定目的（即ち、国際紛争の平和的解決及びそのための連合国を中心とした集団安全保障体制の確立など）からするならば、旧敵国条項が憲章制定当初において、この憲章中に組み込まれていたことはやむを得なかつたとしても、今日の国際社会、就中、昨年から今年にかけての国際状況の変化及び日本の将来を展望する限り、この条項は早々に検討されなければならないものと思われる。⁽⁷⁾ 条項は単に形骸化しているというだけではなく、本質的にはその存在自体が問題とされなければならない。従つて、更にはこの規定を設けるに至つたそもそも国連憲章の発想、価値観から問いかれて直される必要があるものと思われる。そして、これには国際連合の組織・構成の根本的見直しも当然に含まれるものである。

但し、このように好き勝手に述べても、国際連合の現実の状況とは、すべからく国連加盟各国による自國利益獲得の為の修羅場であり、然も日本国憲法の改正が極めて容易ではないのと同様に、国連憲章の改正もそう簡単にできるものでは決してない。つまり、一九九二年一月六日、ブッシュ大統領が来日前のソウルで、日本の安保理常任理事国入りを原則的には支持しながらも、国連憲章の改正を要することから直ちに実現は難しいとの認識を示した如くである⁽⁸⁾。しかしながら、国連憲章中の旧敵国として見なされている当該関係国・日本としては、事態をそのままに放置せず、敢て旧敵国条項の意味をイタリア並に検証し、且つその問題点を公の場において、絶えず問うことが大切であり、またそれは充分に意味のあることと思われる。

国連憲章『旧敵国条項』

一 旧敵国について

国連憲章は、その第五三条及び第一〇七条の二カ条において『敵国（Enemy States）』とこう言葉を使用している。この言葉に対置するものは、同憲章第四条第一項中の『平和愛好国（peace-loving states）』である」とは極めて明らかなることである。

即ち、この憲章を作成するに当り、連合国側は自「」を平和愛好国とし、他方、枢軸国側を敵国と規定したのである。この旧敵国条項の挿入により、第一次世界大戦の戦勝国は、本来、国連憲章が加盟各国に義務として求める武力による威嚇又は武力の行使の禁止（憲章一条四項）から、これら旧敵国に対してのみ過渡的且つ時間的に無制限に解除されているのである。

ちなみに第一次世界大戦後において、具体的に旧敵国と見なされているのは、日本・ドイツ・イタリア・ハンガリー・ルーマニア・ブルガリア・フィンランドの七カ国である。⁽⁹⁾なおこれら旧敵国とされている国々は、今日全て国際連合に加盟しており、且つ、既に述べたように、国によつては国連分担金の高負担及び国連の非常任理事国を幾期にもわたつて担当しているのである。

二 過渡的安全保障

国連憲章第一七章は、安全保障の過渡的規定（Transitional Security Arrangements）として、第一〇六条及び第一〇

七条を規定している。更に、国連憲章第五三三条第一項後段の規定（地域的取極と強制行動）もこの過渡的規定と解される。但し、同じ安全保障の過渡的規定と言つても、第一〇六条と所謂「敵国条項」と呼ばれる第一〇七条及び第五三三条第一項後段との意味合いは大きく異なるものであり、いゝや一応の整理をしておく必要がある。

（一）憲章第一〇六条にいう過渡的安全保障

憲章第一〇六条にいう過渡的安全保障とは、「国際の平和及び安全の維持に貢献するため、全ての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基づき且つ一又は二以上の特別協定（Special Agreements）に従つて、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させる」とを約束する」という第四三一条に定める特別協定が締結されていないために、安全保障理事会が第四二条の軍事的措置による行動を取る」とのできない過渡的期間中、安全保障理事会の常任理事国である五カ国が相互に協議し、或は必要であると考えられる場合には、国際連合の他の加盟国とも協議して、国際の平和と安全維持のために執る共同行動（joint action）のことである。

この共同行動とは、国際連合に代わる、即ち言い換えるならば、安全保障理事会に代わる共同行動（such joint action on behalf of the Organization）とされている。これにより、常任理事国（米・英・ソ・華及び仏）五カ国は、安全保障理事会の所謂侵略の決定を待たず、自ら国際の平和と安全のため必要だと考えれば、相互に協議したうえで、或いはまた他の加盟国とも相談したうえで、共同行動を執ることができる。この共同行動については、事前においても事後においても安全保障理事会の許可を必要としないのである。但し、いゝように述べても、常任理事国五カ国の共同行動は、国際連合に代わる行動であつて、全く国際連合を無視するものではないことに注意が必要である。すなわち、共同行動はあくまでも常任理事国及び必要関係加盟国に委ねられてはいるが、しかし、第一〇六条にいう

過渡的安全保障は国際連合（言い換えれば、安全保障理事会）の権限内のものである⁽¹⁰⁾ことである。つまり、国際連合という機構内のものであることを確認しておく必要がある。

なお、第一〇六条でいう過渡的期間とは、『第四三條に掲げる特別協定でそれによつて安全保障理事会が第四二一条に基づく責任の遂行を開始することができる』と認めるものが効力を生ずるまでの間と規定していることから、その過渡性は理事会が充分な特別協定が有効に成立したと決定するときまでで、このときに第一〇六条にいう過渡的期間は終了する。⁽¹¹⁾

（二）敵国に対する過渡的安全保障

（a）敵国に対する戦後処置（一〇七条）

第一〇七条の過渡的安全保障とは、第二次世界大戦中の所謂敵国に対して、戦争の結果として、関係政府が執る措置のことであり、具体的には休戦・降伏・占領等に関する戦後措置のことを指している。

第一〇七条の規定に関しては、幾つかの問題点がある。先づ第一に、旧敵国に関する行動で、「その行動について責任を有する政府 (the Government having responsibility for such action)」とは、一体どの範囲の政府を意味するのか。つまり、第一〇七条及び第五三条第一項後段で保障される権利を有する国家（即ち、旧敵国に対して武力干渉権を保有する国家）は、何れの国々であるのかが問題となるのである。この点については、①一九四三年のモスコ－宣言に基づき、米・英・ソ・華の四カ国、もしくは仏を加えた五カ国に限定、②第一次世界大戦中に敵国と戦つたすべての相手国及び③旧敵国以外のすべての国連加盟国、という三つの説がある。これについては、そもそも憲章中にこのことが明示されていないために、関係政府を広義に解釈するというのが通説的ではあるが、一方では「第二次大戦の結

果として、即ち戦後処理に関し主導的な責任をとる権限をもつ政府」で「戦後処理の為、諸外交文書、休戦協定、降伏文書及び平和条約等に署名し又それらにより授権された国を含むと解する」という見解も示されている。⁽¹³⁾

次に問題となるのが、関係政府の旧敵国に対して執る行動が如何なる内容で、どの程度のものであるかということである。これについては、関係政府の積極的行動と消極的行動との二つに大別されるが、一般的には広義に解釈されている。即ち、関係政府の積極的行動とは、直接的・実質的占領などを意味し、他方、消極的行動とは、関係政府の許可によって、その他の政府が取る行動で、例えば、休戦条約・平和条約の当事国でない政府が取る行動のこととされている。⁽¹⁴⁾

第三の問題点は、第一〇七条でいう過渡的期間とは、どの程度の期間を意味するのかということである。そして、この点で第一〇六条でいう過渡的安全保障の意味と、第一〇七条でいう過渡的安全保障の意味とは大いに相違していることに注意する必要がある。

第一〇七条の過渡的安全保障では、敵国に対して関係政府そのものが独自の暫定的責任を負うのであって、安全保障理事会としてはこれら敵国に対する安全保障の責任を全く有しないのである。つまり、関係政府自身が、安全保障理事会にその敵国安全保障に関する責任移管の要請をしない限り、敵国の戦後処理については、関係政府の自主的判断にすべて委ねられているのである。ここで、解釈上、二つの重大な事柄が明らかとなつてくる。

第一は、第一〇六条の場合と異なり、過渡的期間の終了が相当不明確であるということである。第一〇六条の場合は、一応特別協定が締結されれば過渡的期間終了ということになっていたのが、第一〇七条の場合は、関係政府から国連機構への要請がない限り、旧敵国に対する関係政府の独断的戦後処置の状態が未来永劫続くものと考えられるこ

とである。ヴァンデンバーグによると、この点は「永久的なもの」ということである。

第二は、第一〇六条では取られる共同行動が「国際連合に代わるもの」として規定されていたのが、第一〇七条での敵国に対する措置は国際連合に代わるものとしては規定されていない、ということである。従つて関係政府の敵国に対する措置は国際連合内での安全保障では無く、それとは全く別の、あくまでも関係政府独自の安全保障であるといふことができる。敵国条項の最大の問題点は実にこの点のことである。

これを整理して考えるならば、国連憲章の規定する安全保障には、いわゆる国際連合（もしくは国連安全保障理事会）が本来的に責任を負う安全保障と、他方そうではなくて、国際連合に要請する以前に、関係政府が独自に責任を負う安全保障があるということである。これをまとめたならば、「国際連合の安全保障とは並行的・二元的に認められている特殊な過渡的安全保障」と言うことができるのである。⁽¹⁵⁾

なおグッドリッチによると、第一〇七条の適用につき、従来よりしつこく主張してきたのが旧ソ連であった。⁽¹⁶⁾また一九八九年三月、日ソ平和条約作業グループの第二回協議でも、旧ソ連側は北方四島領有の正当性を示す根拠として本条項の適用を指摘している。従つて、この条項が形骸化した意味のないものとは決していえず、場合によつては、我が国にとり現実の重要な問題を含んでいるのである。⁽¹⁷⁾

（b） 敵国の再侵略に備える地域的協定による強制行動（五三条一項後段）

次に、第五三条第一項後段の過渡的安全保障とは、関係政府による戦後処置（一〇七条）とは異なり、敵国の再侵略に備えるための地域的協定に基づいて、その関係政府が取る地域的強制行動のことである。もともと、「いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基づいてとられてはならない

(五三条一項前段)』とそれでいるのであるが、こと旧敵国の再侵略に備える地域的協定による強制行動に関してのみ、特に安全保障理事会の許可を必要としないとしたのである。この点のことを高野雄一教授は「この第五三条の場合は、第一〇七条にあるような『戦争の結果』としてとる行動という制限すらなく、またその行動の主体についても、『かかる行動に責任をもつ国』という限定もない。自衛権の場合のように、理事会が『必要な措置』をとるまでの制限もない。加盟国が新しくそのような協定を結ぶことも自由である」と指摘されている。⁽¹⁸⁾ 要するに第五三条により、旧敵国を監視する関係政府には、独自の自由な地域的安全保障が認められ、安全保障理事会の許可なく強制行動を執ることができるのである。

然も、この関係政府による過渡的安全保障の期間といふものは、関係政府が憲章より付与されたその責任を、国際連合に移管することを決定し、その要請に基づいて (on request of the Government concerned) 国際連合がこれを引き受けることを決定するときまでである。すれば、当該関係政府が安全保障理事会にその責任移管を要請しない限り、同政府は安全保障理事会の許可無く、旧敵国に対する独自の安全保障を行うことができ、然も不定期的・長期的にこの権限を保持することができる。⁽¹⁹⁾

正に第五三条第一項後段の規定について、小林宏農教授が「この規定には時間的限定が付されていない。すなわち戦後処理の時期に限定されていない。次にこの規定は旧敵国に対する『予防的強制措置』を許している。即ち戦勝国は相手の武力攻撃を待つことなしに先制的武力介入が許される。最後にこの規定は『侵略政策の再現』が存在するか否かの決定をこのような地域的取極の当事国(すなわち戦勝国)の裁量にゆだねている。憲章第五三条の敵国条項の意味での『地域的取極』は旧敵国に向けられた軍事協定に他ならない」と厳しく指摘されているところである。⁽²⁰⁾

かくして憲章第五三条第一項後段及び第一〇七条の根底に存在する思想とは、究極的には第二次世界大戦における戦勝国の軍事協定とも言うべき性格のものであり、これらの規定が存在し続ける限り、旧敵国が連合国と講和（すなわち平和条約など）を締結するか、あるいは国際連合に加盟したとしても、旧敵国はやはりいつまで経っても敵国であり、関係政府の特別な対象になつていることには変わりがないのである。

ブラウンリー (Ian Brownlie) は「第一〇七条は極めて広い表現であり、*travaux préparatoires* は本条で許される行動に對し何らの制限をも明らかにしていない。」この戦争の結果として」という句は、実際上の制限を規定していない。たとえ旧敵国が国連の一員になつたとしても、明らかな制限は無いのである」「一一〇の条文の技術的効果とは、つまり恐らく憲草起草者が意図しなかつた効果とは、旧敵国を永久的に無法者と宣言する」と述べている。⁽²¹⁾またケルゼン (Hans Kelsen) も「国際連合加盟国は、憲章によつて旧敵国に関する兵力を用いないことの義務、及び兵力で脅威を加えることを慎む義務（憲章の原則的義務）を負うていない。また敵国との紛争を平和的方法で解決するよう義務づけられていない」と指摘している。⁽²²⁾これらの指摘は、正に既述の事柄を裏付けるものである。

本来的に見て、国連憲章そのものに、旧敵国が何らかの条件（例えば、平和条約を締結するとか、国連に加盟する等）を満たせば、その時点で敵国としての取扱を消滅する、という規定が含まれていない。これは誠に遺憾といふべきである。ベイリー (Sydney D. Bailey) も国連憲章の再検討の必要性を説きつつ、「一九八八年にもなつて、『第一次世界戦争中にいの憲章の署名国の敵であつた国』（第一〇七条）というやや侮蔑的な表現を用いることは、不必要である」と述べている。⁽²³⁾

以上、国連憲章第一〇七条及び第五三条第一項後段の内容と問題点を指摘した。次に、」のよくな規定を含む国連

憲章は、結果的にのぞとその限界を示していることを指摘する。

旧敵国条項に関連した検討事項

一 旧敵国に対する武力干渉の可能性（国連加盟の条件からくる制限）

国連憲章第二条には、機構並びに国連加盟国が遵守すべき幾つかの基本原則を定めている。

その第一項は「この機構は、その全ての加盟国の主権平等の原則に基づきおいている」と規定している。この規定により、加盟国は相互に主権平等であり、たとえ旧敵国の烙印（いうなれば前科）を押されようとも、旧敵国の国連加盟が許されている以上、旧敵国も主権的に平等な存在であり、これは機構としての国連自体が遵守しなければならない義務である。⁽²⁵⁾

また「憲章の義務は各加盟国が『平和愛好』国であることを要求している」と指摘するジエサップ（Philip C. Jessup）からするならば、敵国の国連加盟許可（例えば、一九五五年一二月一四日にフィンランド・イタリア・ブルガリア・ハンガリー・ルーマニアの五敵国の国連加盟、一九五六六年一二月一八日に日本の国連加盟、そして一九七三年九月一八日の東西両ドイツの国連加盟が許可されたこと）は客観的に見て敵国の平和愛好国への転換を国際連合自身が認めたものということができる。⁽²⁶⁾過去において特定されてきた敵国が、今日すべて国連加盟を許可されている事実を重視する限り、旧敵国といえど全て平和愛好国であり、従つてこれらの国々に対してだけ武力による干渉の可能性を残存せしめておくことは不当なものと思われる。

その第三項は「全ての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」と規定している。⁽²⁷⁾このことにより、本来的に見て、憲章の定める過渡的安全保障規定そのものが基本原則に合致しないものである。つまり、国連憲章には、基本原則（平和的手段による国際紛争の解決）が高らかに歌い上げられている一方で、他方、それと内容的に相容れない常任理事国中心の一方的な武力干渉権が認められているのである。憲章の本来の考え方（即ち、一般的・普遍的国際法原則にまで昇華していると考えられるべきもの）に矛盾するものは、同列に規定すべきではなく、従つて国連憲章の規定内容そのものに問題があると思われる。

その第四項は「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と⁽²⁸⁾両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定している。武力による威嚇又は武力の行使について、国連全加盟国は慎むべきことを義務として課せられていて、これは当然に常任理事国といえど遵守しなければならない義務である。確かに、憲章は幾つかの過渡的安全保障を規定することにより、一方において共同行動もしくは強制行動を認めてはいる。

しかしながら、第五三条第一項後段・第一〇七条の規定内容と基本原則の内容とが抵触・矛盾する場合には、どちらの規定がより普通的妥当性を有するのか、即ち一般国際法としての地位にどちらの規定がより近いか、はたまた、旧敵国条項をして憲章の定める基本原則が一般国際法にまで発展することを阻止し得るか否か、検討される必要がある。

筒井若水教授によれば「『旧敵国条項』が解き放そうとしている義務は、『憲章の規定』、そのうち特に第二条第三項・

同四項・第三三三条等の規定からくる義務であつて、一般国際法上からの自由をも意図してはいないうのが通常の理解である。右のような条項がなくとも、不戦条約の適用がある以上、武力の行使は全く自由になることはないし、旧敵国の占領や講和などについては、一般国際法の規律の下に行われる」と指摘されている。⁽²⁹⁾ また小林宏晨教授は、今日では「国連憲章第一条四項の武力の一般的禁止が一般国際法にまで発展、しかもこれがユス・コーゲンス（強行規範）にまでなつてゐるという主張は支配説となつてゐる」と主張されている。⁽³⁰⁾ そうであるならば所謂『旧敵国条項』が解き放そうとしている義務が現実に見出せるのか、検討の余地は充分にあると思われる。

かくして、国連全体がひとたび敵国を加盟国として認めたならば、その旧敵国に對して、憲章の基本原則遵守を求めるると同時に、原加盟国も基本原則遵守に徹するべきであり、従つて、常任理事国並びに当該関係政府に与えられている第五三条第一項後段・第一〇七条の例外的権限については、実質的に否定されてしまつたものと考へるべきである。これを平たく言うならば、敵国と呼ばれた国家が国連加盟を許可された時点で、実質的には憲章の定める過渡的安全保障の対象国は消滅してしまつた、と見なすべきものと思われる。

二 敵国と戦勝国（関係当事国について）

第二次世界大戦の終了より半世紀が経過しようとしている今日において、また今次大戦に關係した国家の盛衰を見⁽³²⁾ることができる。

例えば、ドイツについてこれを見るならば、敵国としてのドイツとは、いわゆる一九四五年までのドイツ帝国（das Deutsche Reich）のことであるが、これは一九四九年九月のドイツ連邦共和国及び同年一〇月のドイツ民主主義共和国の各独立により（国家分裂）、一主権国家で敵国たるドイツ帝国から二つの主権国家が発生し、国民並びに國家領

域に対する重大な変更が見られたのである。然もこの状態が約四〇年間経過した後に、再び東西両ドイツは統一され、ドイツ連邦共和国と成ったのである。さすれば、ドイツでいうところの敵国とは、①一九四五年時点で消滅したドイツ帝国を指していたのか、それとも②その後の二つの主権国家を指していたのか、あるいは③再統一された今日のドイツ連邦共和国を指すのか、判然としないのである。ドイツ帝国を指すというならば、過去において消滅してしまつたものを敵国として言い続けてきたことになる訳であり、極めて妥当性に欠けるといわざるを得ない。他方、戦後に生じた二つの主権国家であるとするならば（この場合は、ドイツ帝国は消滅したと仮定して）、国家の継続性の点で必ず問題となる。ドイツ帝国に関する国家的継続性が否定されるならば、当然に敵国としての対象からも外れるのである。更に、再統一後の今日のドイツ連邦共和国が、敵国としての地位にあると考へることには更に困難さがあると思われる。

この点について、日本は如何なるものであろうか。日本の場合、敵国というのは、本来、「大日本帝国」であった筈である。しかしながら、敗戦、占領ということにより、我が国の統治機構その他国家理念などが根本的に変更されてしまつたが為に、少なくとも今日の「日本国」であるとはいひ難いものがある。確かに、ドイツの場合とは違つて、日本は国民並びに領土についてこれを分断されることはなかつたので、その意味では国家的継続性はこれを認めることができる。しかしながら、その国家内容・国家理念から見た場合に、果たして確實に継続性が有るといえるのであろうか。今日の大多数の日本国民が、果たして自分達は連合国側から見た旧敵国の国民であるとそれぞれが自覺しているとは思われず（国民意識の欠如）、またこれは憲法の継続性という観点からも考えられなければならない問題と思われる。⁽³³⁾

次に、戦勝国側の地位の変更についても考えてみたい。

敵国条項において、安全保障理事会中とくに常任理事国の存在とその権限行使は、極めて重要な影響力を有している。もともと国連憲章の制定過程から考えても、このことは充分に想像することができるるのである。

ところで、五常任理事国中のソ連が一九九一年一二月二五日に消滅し、ロシア連邦に移行した。旧ソ連が從来より有してきた諸権限はロシア連邦が継承することであるが、このロシア連邦については旧ソ連と同じものと考えることができるのであろうか。この点について、同年一二月一七日、日本政府は「ロシアがソ連邦と継続性を有する同一の国家であり、我が国とソ連邦の間で締結されたすべての条約その他の国際約束が引き続き有効に適用されている」との判断から、ロシア連邦政府を旧ソ連の継続政府と見なし、「政府承認」として閣議決定したが⁽³⁴⁾、むしろ新たに成立した新國家と見るべきではなかろうか。なぜならば、ロシア連邦は、領土的且つ民族的にも從来の旧ソ連と異なるものであり、また、ウクライナ・ベラルーシとの関係（独立国家共同体）から考えても、全く同じものということは出来ないと考えるからである。

さて五常任理事国中、従来の旧ソ連に重大な地位の変更が有ったと考えるならば、これはまた、国連憲章の旧敵国条項にも何らかの影響を与えるものと思われる。即ち旧敵国条項、中でも第五三条第一項後段（敵国の再侵略に備える地域的協定による強制行動）に基づき、旧ソ連並びに旧社会主義国は過去において多くの軍事的・同盟条約を締結してきたからである。

例えば、ドイツの再侵略に備える地域協定として①チェコスロバキア＝ポーランド国間同盟条約（一九四七年）、②ルーマニア＝ハンガリー国間・友好協力及び相互援助協定（一九四八年）、③ルーマニア＝旧ソ連国間・友好協力

及び相互援助協定（一九四八年）、④ブルガリア＝旧ソ連国間・友好協力及び相互援助協定（一九四八年）などがあり、他方、日本の再侵略に備える地域的協定として旧ソ連＝中国国間・友好協力及び相互援助条約（一九五〇年）が締結されていたのである。⁽³⁵⁾

これらの協定並びに条約は、全て日本及びドイツを仮想敵国とした軍事的同盟条約であったが、この条約当事国の旧ソ連に国家としての重大な地位の変更が生じたと考へたならば如何であろうか。

もつともこの点について、ロシア連邦が引き続き継承し、日本並びにドイツを仮想敵国であると主張するならばそれまでのことであるが、その場合にロシア連邦に対し現在行なっている日本並びにドイツなどからの食糧及び医薬品などの緊急経済援助は、果たしていかなる意味を有するのであるか。⁽³⁶⁾ 一九八九年以降の激しい世界構造の変化において、未だ国連憲章第五三条第一項後段の規定を根拠にした軍事的同盟条約が存在することこそナンセンスであり、更に言うならば、このような条約の根拠として使用された国連憲章規定の存在こそ、本質的問題を含んでいるべきである。

三 旧敵国の有する憲法規定について

国連憲章第五三条第一項後段及び第一〇七条の旧敵国条項とは、勿論、法の分類からするならば国際法の範疇に入るものである。これを国内法との関係で論じる場合には、当然のことながらその関係につき二元論、一元論（更には国際法優位論・国内法優位論）の事項が問題になると考へられる。但し、敢てここではこの点に触れず、旧敵国と呼ばれる国々の憲法規定について眺めてみたい。

(a) 日本国憲法

日本国憲法の基本原理の一つは、平和主義である。この平和主義に関して、日本国憲法では、極めて執拗に繰り返し繰り返し述べられることは、人の知るところである。例えば、前文の大半が大東亜戦争への反省と平和主義堅持の宣誓的な内容になっているのであり、第九条の戦争放棄条項及び第六六条第二項の文民条項も正にこの精神の現れである。その意味からして、日本国憲法下の日本といふものは、国連憲章でいう紛れもない「平和愛好国」である。⁽³⁷⁾また、第九八条第二項では、締結した条約並びに確立された国際法規の遵守を宣言しているのである。国際社会での一員としての自覚とともに、国際協調主義の現れと見ることがができる。

(b) ドイツ連邦共和国基本法

ドイツ連邦共和国基本法第二四条第一項は、「連邦は、平和を維持するために、相互的・集団的安全保障制度に入することができる」と定め、また第二六条第一項は「諸国民の平和的共同生活を妨害する恐れがあり、且つ、このような意図で為された行為、とくに、侵略戦争の遂行を準備する行為は、違憲である。このような行為は処罰されなければならない」として、強く平和主義保持を主張している。また、第二五条では「国際法の一般原則は、連邦法の構成部分である。それは、法律に優先し、連邦領域の住民に対しても、直接に権利・義務を生じる」と定め、如何にドイツが国際法並びに国際機構重視をしているかが理解できる。⁽³⁸⁾

(c) イタリア共和国憲法

イタリア共和国憲法第一一条は、「イタリア国は、他国民の自由を侵害する手段として、および国際紛争を解決する方法として、戦争を否認し、他国と互いに等しい条件の下に、諸国家の間に平和と正義とを確保する秩序にとつて必要な主権の制限に同意し、この目的を有する国際組織を推進し、助成する」と規定している。これにより、イタリ

アは侵略戦争を否定し、平和主義を堅持し、これを目的とする国際組織に参加すると共に、大いにこれを推進するといふことである。また、同憲法第一〇条は、「イタリア法秩序は、一般に承認された国際法の諸原則にしたがう」として、国際協調主義、就中、国際法遵守を明示している。⁽³⁹⁾

このように、旧敵国であった国々の現行憲法では、平和主義・侵略戦争の否定を国家の基本的的理念としているのであり、かつまた国際機構への参加・促進を言明すると共に、国際法遵守並びに国内法体系への積極的導入をも見出すことができる。これらは全て過去への深い反省と共に、他方、国際社会への積極的参加・貢献の現れである。にもかかわらず、国際社会の最大の機構である国際連合の憲章において、これらの国々を未だ差別するような規定が存在することは問題である。

国連の再検討

嘗て大東亜戦争の戦犯者を裁いた極東国際軍事裁判において、ただ一人その裁判の不当性を主張したインドのパル(Radhabinod Pal)判事が、判決書において「儀式化された復讐のもたらすところのものは、単に瞬時の満足に過ぎないばかりでなく、窮屈的には後悔をともなう」とは殆ど必至である」とい、更にはその判決書の結びに「時が、熱狂と、偏見をやわらげた暁には、また理性が、虚偽からその仮面を剥取つた暁には、その時こそ、正義の女神はその秤を平衡に保ちながら過去の賞罰の多くに、その所を変えることを要求するであろう」と断言したことは、余りにも有名なことである。⁽⁴⁰⁾ 大東亜戦争の勃発より半世紀を経た今日、ようやくにして大東亜戦争の眞の解明が緒に着いたば

かりと言ふことができる。

「敵国」という用語は、もともと連合国側が使用し、且つ第二次世界大戦の産物たる国際連合憲章中に見られるものである。その意味では戦争は未だ終結していないと言うべきかもしれない。ドイツ・イタリアはともかくとしても、日本を敵国扱いすることは、日本が戦った大東亜戦争の眞の意味を覆い隠すことであり、日本に弱者・日陰者としてのレッテルを貼り続けることである。その意味で大東亜戦争の眞の意味が早急に解明される必要性がある。

国連行財政改革のための一八人委員会の委員であったベルトラン (Maurice Bertrand) は、国連の財政状況及び事務局内部の改革の必要性を指摘し、また様々な国連改革案を紹介しつゝ、最終的に『世界憲法』の必要性を説いている。つまり彼によれば「国連憲章や専門機関の基本文書が規定する制度的枠組は、その代表制の古めかしさと不均衡からいつても、今日の国際社会の問題を解決するには不向きなものとなっている」ということであり、隨時七カ国ないし一〇カ国の首脳が集まる寡頭的指導体制は充分に制度化されていないし、広く世界にも受け入れられていないと断言している。⁽⁴¹⁾ このようなベルトランの考えに沿つてか、ガリ新国連事務総長は国連事務局の機構改革に就任早々着手したが、なお国連そのものを根本的に見直すという状況には至っていない。⁽⁴²⁾

その意味で、国連憲章「旧敵国条項」の問題とは、窮屈的には現行の国際連合の解体、国連憲章の全面的改正を必要とするものと思われる。そして、然る後に新たな理念に基づく国際機構の構築が求められる可きものと考えられる。国際新機構設立の暁にこそ、始めて戦勝国・敗戦国の区別なく（即ち敵対関係が消滅し）、過去の戦争との決別が可能であり、国際新秩序の出発になるものと思われる。

（平成四年一一月二一〇日脱稿）

註

- (1) 國際社會における新秩序について論じたものに、小林進編著『新秩序を求める世界』（サイマル出版会）平成四年、日本経済新聞社編『宗教から読む國際政治』（日本経済新聞社）平成四年、高坂正堯「冷戦後の新世界秩序と日本の貢献」『世界問題』第三七九号所収・平成三年、などがある。
- (2) Leland M. Goodrich, *The United Nations*, 1959, pp. 22—28, 一又正雄『國際法』（酒井書店）昭和四七年・一八七頁以下参照。
- (3) 産経新聞・平成二年三月三〇日朝刊。
- (4) 朝日新聞・平成二年九月二八日朝刊。
- (5) 読売新聞・平成二年一〇月一九日朝刊。
- (6) アメリカは、一九七〇年代半ばより國連離れの傾向を示し、一九七八年、米国新國連改造案を提出している。また、特にレーガン政権時代からは、より國連の財政運営及び構造の改革を求めて、國連の分担金支払を遅らせてきていた。しかしながら、平成四年一〇月に入って、本年度國連分担金二億二五八〇万ドルを支払った。また、残りの滞納金三億ドルも年内に支払われるという。産経新聞・平成四年一〇月一三日朝刊。斎藤鎮男『國際連合の新しい潮流』（新有堂）昭和五四年・一五九—一六五頁参照。
- (7) 宮崎繁樹「國際連合改革の方向—【対枢軸国機構】から【全人類的】立場の機構に】『公明』第三五四号・五四頁以下参照。宮崎教授は、國連の問題点として、國連軍構想の挫折、常任理事国制度の矛盾、經濟的破綻、國際世論とのギャップを列挙するとともに、且つその改革への方向として、敵国条項の削除、常任理事国制度の見直し、機構改革、國連平和維持活動の組織化、地域理事会と地域會議の設置及び安定的資金の確保を指摘する。
- (8) 読売新聞・平成四年一月六日夕刊。ちなみに、旧敵国条項削除を求める最近の発言としては、ゴルバチヨフ講演（平成四年五月六日）、江沢民・会談（平成四年四月八日）などがあるが、他方、むしろ日独が安全保障理事会の常任理事国になるべきという意見も見られるようになってきている。
- (9) 旧敵国中にオーストラリアを含むかということについては、意見が分かれる。含む立場は、渡辺幸生『國際平和法研究』

(佐野書房) 昭和四五年・一〇一頁であり、含まない立場は、神谷龍男『国際連合の安全保障（増補版）』（有斐閣）昭和五四年・一七一頁である。神谷教授によれば、「オーストラリアは第一次大戦前（一九三八年三月）、すでにドイツに合併されていたので、所謂敵国の中には入らない」ということであり、含まないという考えが一般的である。

(10) 神谷龍男・前掲書・一六二頁参照。

(11) 神谷龍男・前掲書・一六二頁参照。特に、第一〇六条の共同行動の内容については、同書・一六二～一七一頁に詳しく述べられている。

(12) 小林宏晨「[敵国条項]と[日韓米集団防衛]の可能性」「法と秩序」第一七巻第五号・一八頁、神谷龍男・前掲書・一七一～一七二頁、渡辺幸生・前掲書・一〇五～一〇六頁各参照。

(13) 渡辺幸生・前掲書・一〇六頁参照。

(14) 神谷龍男・前掲書・一七二頁参照。

(15) 神谷龍男・前掲書・一四〇・一七二頁参照。

(16) Leland M. Goodrich and Anne P. Simons, *The United Nations and the Maintenance of International Peace and Security*, 1955, pp. 118-120.

(17) 一九八九年三月二一日の日ソ平和条約作業グループ第一回協議で、旧ソ連は一〇七条を根拠として、第一次大戦末期に米英ソで戦後処理を約したヤルタ協定は有効であり、従つて北方領土の占拠も正当であると主張した。つまり、「戦争の結果を無効にし、排除するものではない」という規定文言のうち、「戦争の結果」をヤルタ協定による「戦後処理」に、「無効にしない」ものを「ソ連領としての北方領土」に置き換えた解釈を行つたのである。この旧ソ連の北方領土に関する非常識な解釈については、日本側から鋭い批判が行われた。北方領土と敵国条項との関係につき、旧ソ連の意見に反論したものに、小林宏晨「ソ連の北方領土占拠と国連憲章の敵国条項」「国防」第三八巻第七号・四二頁以下がある。小林教授は、敵国条項への対応として、「国連の場における法政策の活性化」を指摘されつつ、①国連憲章第五三条・一〇七条の削除、②国連総会の多数をしての同条項の無効宣言、更に「これらのこと」が実現され得ない場合に、「国連憲章第五一条による集団的自衛権の適用による集団防衛体制への加盟」を指摘されている。

- (18) 高野雄一『新版 国際法概論 下』(弘文堂) 昭和五五年・三九四~三九五頁参照。
- (19) 田畠教授は、五三条一項の点について「なによりも注目される」とは、「敵国における侵略政策の再現に備える」といへ、「一般的なかたちになっている」とあり、第五一条の集団的自衛権の場合のように、「武力攻撃が発生した場合」という限定がなされていない。したがつて、武力攻撃が発生しない段階で、強制行動が発動される可能性がまったくないとはいえなら」と指摘されてゐる。田畠茂一郎「国際法講義 下」(有信堂) 昭和四七年・一九〇頁、神谷龍男・前掲書・一四一頁参照。
- (20) 小林宏晨・前掲論文「[敵国条項]と『日韓米集団防衛』の可能性」一九頁参照。
- (21) Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States*, 1963, p. 336.
- (22) Hans Kelsen, *Law of the United Nations*, p. 813.
- (23) Brownlie, *Ibid*, p. 337.
- (24) ハム・リード・ダーリング「国際連合」(庄司 他共訳・国際書院) 平成1年・一一八頁参照。
- (25) Leland M. Goodrich and Anne P. Simons, *Ibid*, pp. 599~601.
- (26) ハムサップ(落合淳隆訳)「現代の国際法・入門」(敬文堂) 昭和四八年・五五頁参照。国連加入、特に旧枢軸国の加入経過については、入江敬四郎「国際法解義・重記」(成文堂) 昭和四九年・四六二~四七一頁参照。
- (27) Leland M. Goodrich and Anne P. Simons, *Ibid*, p. 70.
- (28) Leland M. Goodrich and Anne P. Simons, *Ibid*, p. 525.
- (29) 简井若水『現代国際法論(東大社会科学叢書二十八)』(東京大学出版会) 昭和四七年・一一五・一一九頁参照。
- (30) 小林宏晨・前掲論文「[敵国条項]と『日韓米集団防衛』の可能性」一一〇頁参照。
- (31) 渡辺教授も「旧敵国への憲章の態度は憲章の基本原則と矛盾するし、国際連合が旧敵国に対する一つの軍事同盟としての立場を強調することになる。第一〇七条のヘディングの過渡的安全保障のいみを強調して、旧敵国の国連加盟又は平和条約締結迄の過渡的条項とすべきであると考える。五三条の方がこの点での取扱いは更に困難である。これはドイツ、日本に対する永久的防衛同盟を許可したものであるから、その精神は否定され得ない歴史的理由をもつてゐる。然し戦時中

にできたこの条文は戦後の状態への考慮を欠いている。ロカルノ条約の諸方法を取り入れ改訂されるべきであろう」と強く主張している。渡辺幸生・前掲書・二二二頁参照。田畠教授も「この規定は、戦後の特殊な雰囲気の中で、旧敵国の侵略の再現を危惧して設けられたものであつて、それが戦後いつまでも有効なものと認められるかどうかは問題である。ことに、旧敵国とされる国が国連加盟国となつた場合にも、それが適用されるかどうか、憲章の第二条一項が加盟国の主権平等の原則を謳っている点からみて、きわめて疑問だといわざるをえない」と指摘されている。田畠茂二郎・前掲書・一九〇～一九一頁参照。

(32) この点での指摘は、小林宏晨・前掲論文「[敵国条項]と[日韓米集団防衛]の可能性」及び同「第九章国連憲章の敵国条項」「国防」第三七巻第三号が詳しい。

(33) 佐々木惣一「憲法学論文選」二二（有斐閣）昭和三二年・一九三頁以下参照。

(34) 産経新聞・平成三年一二月二七日夕刊。渡辺外務大臣は、閣議後の記者会見で「国家は継続的に存在するので改めて國家承認しない」と発言し、且つ北方領土問題解決を含む平和条約締結交渉への早期取組について説明した。

(35) 神谷龍男・前掲書・一七七～一七八頁、田中直吉「新日米安保条約の研究」（有信堂）昭和四四年・二七一～九頁各参照。

(36) 例えば、日本及びドイツなどからの対ロシア緊急医療援助概要（旧ソ連支援東京会議・医療分科会報告）は、以下の通りである。

| 国名 | 支援内容 | 対象地域 | 時期 | 額 |
|-------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|
| 日本 | 緊急医療援助 （日本赤十字社） 医薬品・医療機器など援助 （小児科病院に対する援助） | アルマアタ、ビシケク、ド ウシャンベ、アシハバード、 タシケント、ウラジオスト ック、ハバロフスク、ユジ ノサハリンスク、モスクワ | 一九九一年一月 | 七〇〇万US\$ |
| 東京都府による医薬品・医療機器援助 | モスクワ | | 一九九一年三月 | 八〇〇万US\$ |

| | | | | | | | | | | |
|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|
| | | | | | | | 赤十字社による医薬品援助 | カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン | 一九九二年六・七月 | 一一〇〇万US\$ |
| ド イ ツ | 日本政府による赤十字を通じての援助 | 日本政府による赤十字を通じての援助 |
| 緊急医療支援 薬品及び医療品供給 (NGO・連邦政府及び軍備蓄供給を含む) | |
| 医療機器 | 医療機器 |
| ヘキスト、ベーリング社によりワクチン供与 | C I S | 東欧 | バルト諸国、N I S、中欧、 | ロシア、ベラルーシ フスタン | N I S 中欧及び東欧 | C I S ルーシ、ロシア | 一九九二年 民間 政府ベース | 一九九一～九二年 三八八六四一六三US\$ 五七〇四二五六US\$ | 昨冬 | 四四八七五〇〇〇US\$ |
| その他医薬品など供給準備中 | その他の医薬品など供給準備中 | その他の医薬品など供給準備中 |
| 六二六八四一三五US\$ | 二五〇七三七US\$ | 一九九一年 | 一九九一年一～四月 | 五一七一四四US\$ | 六二六八四一三五US\$ | 三八八六四一六三US\$ 五七〇四二五六US\$ | 六二五〇万US\$ | 五七〇四二五六US\$ | 五七〇四二五六US\$ | 五七〇四二五六US\$ |

| | | | |
|-------------------------|------------------------------------------------|----------|-----------|
| 慈善団体などに供与された医薬品など | ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスタン、トル諸国 | 一九九二年 | 五〇〇〇万US\$ |
| 慈善団体などを通じて行われた援助 | アルメニア、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、モルドヴァ、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ | 一九九一～九二年 | |
| イタリア 医薬品 食料品・衣料援助 | モスクワ ペテルブルグ | | 四四三三万US\$ |

(政策情報資料センター提供の『国別対露支援の概要』を抜粋)

- (37) 小森・佐伯・吉川・富永「法学・憲法概論」(成文堂) 昭和六〇年・一六七一～七一頁参照。
- (38) 中嶋一麿「世界の憲法・日本の憲法」(オーラス出版社) 平成二年・七七一八二頁参照。
- (39) 大石憲法研究所編「世界各国の憲法集」(嵯峨野書院) 昭和四八年・二六三一～六四頁、阿部・畠 編「世界の憲法集」(有信堂) 平成三年・一九頁各参照。
- (40) 東京裁判研究会共同研究 パル判決書(講談社学術文庫) 昭和五九年・(上)二六九頁・(下)七四五頁、R・パール『全譯日本無罪論』(日本書房) 昭和二七年・六二六頁等参照。
- (41) ベルトラン(横田洋三監訳)「国連再生のシナリオ」(国際書院) 平成三年・一七八一～七九頁参照。
- (42) 朝日新聞・平成四年二月一九日朝刊。